

下諏訪町U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業等の担い手不足の解消及び移住の促進による地域活性化を図るため、東京圏、愛知県及び大阪府から移住した者に対し、予算の範囲内で下諏訪町U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、下諏訪町補助金等交付規則（平成15年下諏訪町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 下諏訪町（以下「町」という。）に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を町内に置くことをいう。
- (2) 企業等 移住支援金の対象として長野県（以下「県」という。）が選定した法人等であつて、県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載したもののほか、移住支援金の要件を満たすものをいう。
- (3) 創業支援金 長野県地域課題解決型創業支援事業補助金交付要綱（令和元年5月8日付け31産経創第28号通知）に基づき、県が交付する補助金をいう。
- (4) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号の要件を満たす移住をした者のうち、第2号の要件を満たす就業をし、又は第3号の要件を満たす創業をした者とする。ただし、この事業と趣旨を同じくする国、県又は町が行う事業による補助金等の支給の対象となる場合は支給しない。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労（被用者としての就労の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての就労に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、就労をしていた場合に限る。この場合において、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。

イ アの期間（ただし書後段の期間を除く。）については、東京圏、愛知県又は大阪府内に在住し、かつ、東京圏、愛知県又は大阪府内の大学等へ通学し、かつ、東京圏、愛知県又は大阪府内の企業等へ就職した者については、当該通学に係る期間を通算することができる。

ウ 移住先に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 令和6年4月1日以降に移住したこと。

- (イ) 移住支援金の交付申請が、移住後3か月以上1年以内の期間になされたものであること。
- (ウ) 移住支援金の交付申請日から5年以上継続して町内に居住する意思を有していること。
- エ その他の要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
 - (ウ) 税金等の滞納がないこと。
 - (エ) その他町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件 次に掲げるアからエまでのいずれかに該当すること。
 - ア 一般の場合 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 移住後の勤務地の所在地が、東京圏以外の地域であること。
 - (イ) 就業先として、マッチングサイトに掲載している求人に応募し、採用されたものであること。
 - (ウ) 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、交付申請時に当該企業等に連続して3か月以上在職していること。
 - (オ) イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 就業先の企業等に、交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 専門人材の場合 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内で就業した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 移住後の勤務地の所在地が、東京圏以外の地域であること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時において当該企業等に連続して3か月以上在職していること。
 - (ウ) 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等離職することが前提でないこと。
 - ウ テレワーカーの場合 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと。

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと。

エ 関係人口の場合 次に掲げる(ア)から(ウ)までの要件のいずれにも該当すること。

(ア) 町長が次のいずれかに該当する者であると認めるもの

- a 町内に通学、通勤又は居住をしたことがある者
- b 町内にふるさと納税をしたことがある者
- c 町内で二地域居住又は週末暮らしをしたことがある者
- d 町内で地域活動に参画したことがある者
- e 県又は町の移住施策に参画したことがある者

(イ) 次のいずれかに該当する企業に就業している者

a 次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等

(a) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。

(b) 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)ではないこと。

(c) みなし大企業(次のいずれかに該当する法人をいう。)ではないこと。
ただし、(b)の括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。

- i 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ii 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- iii 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(d) 本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人等であること。

(e) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。)以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。)ではないこと。

(f) 雇用保険の適用事業主であること。

(g) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。

(h) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

(i) 県及び町の税金等に滞納がないこと。

b 県が認証した、職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業

(ウ) 次のいずれにも該当する労働条件等で就業している者

a 移住後の勤務地の所在地が、東京圏以外の地域であること。

b 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務める企業等でないこと。

c 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時において当該企業等に連続して3か月以上在職していること。

d 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

e 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 創業等に関する要件 創業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の交付申請が当該交付決定の日から1年以内に行われたものであること。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金は世帯に対し交付するものとし、交付区分及び額は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第5条 移住支援金の交付の条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 移住支援金の交付申請日から5年以内に町での居住が困難となった場合又は移住支援金の交付申請日から5年以内に就業した企業等に在職することが困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(2) 移住支援金に関する調査、報告等について県及び町から求められた場合は、これに応じること。

(3) 第9条に規定する要件に該当する場合は、移住支援金の返還に応じること。

(交付申請及び実績報告)

第6条 申請者は、移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出期限は、町長が別に定めるものとする。

(交付決定及び額の確定等)

第7条 町長は、前条の規定による書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、県に対し、県が指定する書式により補助金の交付申請を行うものとする。

2 町長は、県から移住支援金の交付決定を受けた場合において、移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、移住支援金交付申請却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求）

第8条 前条第2項の規定による交付決定及び交付額の確定の通知を受けた者に対し、移住支援金交付請求書（様式第4号）による請求に基づき移住支援金を支払うものとする。

（移住支援金の返還）

第9条 町長は、次に規定する返還の要件のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、企業等の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があると町長が認めた場合、又は移住支援金の申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ当該職を辞してから3か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。

(1) 全額の返還 次に掲げる要件のいずれかに該当した場合

ア 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合

イ 移住支援金の交付申請日から、町外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合

ウ 創業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から町外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年以上5年以内である場合

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

別表（第4条関係）

区 分	移住支援金の額
単身の世帯	60万円
2人以上の世帯	100万円 18歳未満の世帯員を帯同するときは、当該世帯員1人につき100万円を加算する。

（備考）2人以上の世帯に関する要件は、次のとおりとする。

- 1 申請者を含む2人以上の世帯員（以下「世帯員」という。）が、前住所地及び申請時において同一世帯に属していたこと。
- 2 世帯員のいずれもが、交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- 3 世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する

者でないこと。